

観光案内サインに係る業務仕様書

1 業務名

観光案内サインに係る調査検討業務

2 業務の目的

来札観光客に向けた案内情報の充実を目的として、市内各所に約170基の観光案内サインの設置を行っているが、大半のサインが設置から20年以上を経過し、その間、市内中心部を始めとする再開発の進展、人流の変化が生じている。また、今後は北海道新幹線の札幌延伸も控えるなど、来札観光客の回遊につながる効果的な設置場所の再検討が必要である。

また、現状において、サインによりデザインにばらつきがあり、案内情報の充実や効果的な情報発信、利便性の向上のため、表示すべき情報について整理を行う必要がある。

加えて、今後の持続的な観光案内サインの維持管理に向けて、民間活力の導入も含めた運営手法について、他都市の事例も踏まえて、調査および検討を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務内容

(1) 観光案内サインの適正配置に関する基礎調査

ア 来札観光客が市内の観光地を迷うことなく回遊を行うことが出来るよう、観光案内サインの適正な配置場所について具体的な設置場所も含めて整理を行う。

イ 市内の観光地については「札幌市観光マップ」（別紙1）に記載がある観光地を基本とする。

ウ サインの配置にかかる考え方については、「札幌市公共サイン基本計画」（別紙2）の「配置方式」に記載がある「投網配置」「階層配置」「線条配置」を基本とする。

エ 上記により整理を行った設置場所、現状の観光案内サインの設置場所、観光地を地図上に記載した「設置方針案」の作成を行う。

(2) 案内機能の検討

ア 本市の観光案内サインに掲示されている情報、外国を含む他都市の同種のサインに掲示されている情報についての整理および案の提示を行う。

イ 整理および案の提示にあたり、地図（広域および周辺）、観光情報、ユニバーサル・多言語への対応については必須とする。

(3) 持続的な維持管理に向けた検討

ア 民間活力の導入による、観光案内サインの持続的な維持管理の可能性について検討を行うため、他都市の事例、メリット・デメリット、関係する法令、運営や維持管理の枠組みについて整理を行う。

イ 上記の内容をもとに、整備にかかる費用の概算を含めた計画の策定を行う。

(4) 取組方策、方向性の提示

上記(1)～(3)までの調査結果等をまとめた報告書を作成し、委託者に提出すること。報告書の作成にあたっては、事前に委託者と協議を行うこと。報告書については電子データでも提出すること。

ア 契約後速やかに提出する書類

(ア) 業務実施計画書 1部

(イ) 業務工程表 1部

イ 業務完了時に提出する書類

(ア) 業務完了届 1部

(イ) 業務報告書 5部

(ウ) 参考資料 一式

(エ) 電子データ

・報告書 PDF形式、Microsoft Word形式（文書）及びExcel形式（表、グラフ、図等）

(5) 打合せの実施

業務着手・完了時及び業務履行中必要に応じて、委託者と打合せを行うこと。

5 成果物

本業務の成果物として、3で定める業務期間の最終日（最終日が土・日・祝日の場合はその直前の日）までに、本業務4(4)イで定める書類を委託者に提出すること。

※ 電子データについては、編集可能なWord等の形式とPDF形式の2種類を作成し、DVD等の記憶媒体に格納して提出するか、メール等にて送付すること。

6 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたと

ときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 留意事項

- (1) 業務の履行にあたっては、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。必要に応じ、業務執行ごとにその案を提出し、指示を受けた後に業務を進めること。
- (2) 本業務の履行において不明な点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、隨時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、事故やトラブル等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において関係者へ誠実に対応すること。
- (4) 本業務の履行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び打合せ、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (5) 本業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (6) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。